

山梨県

不動産表示登記 無料相談会

R6年度



お隣との境界を
確認したいが空き家になっていて
所有者も不明である

建物を取り壊したが
あとの手続きが
わからない

自分の土地の
面積を知りたい

畑や山林
などを
宅地にしたい

お隣から
建物が越境していると
言われた

建物を
改築・増築したが
登記が必要かどうか
わからない

相続や贈与などのために
土地を2つに分けたい

所有している
土地の番地を
1つの番地に
まとめたい

土地家屋調査士が**不動産**に関する**ご相談**にお応えします！

日時

2024年10月5日(土) 10:00 ~ 15:00

場所

甲州市中央公民館

甲州市塩山上塩後240

お問い合わせ

055-228-1311

主催：山梨県土地家屋調査士会

境界
紛争
ゼロ
宣言

開催日時・場所など、詳しい情報は
Webでご確認ください。

土地家屋調査士 無料相談会

検索

広報キャラクター「地識くん」
7月31日は
土地家屋調査士の日です

